

ご当地ナンバープレート絶賛交付中



原付バイク(50CC)のご当地ナンバープレートを無料交付しています。忍城をメインとした色鮮やかな配色に加え、忍城の石垣の中には古墳や古代蓮など本市を代表するものが隠れている遊び心満載のデザインです。ぜひこの機会にあなたの愛車にご当地ナンバープレートを付けてみませんか。

- ▶ **交付場所** 税務課
- ▶ **対象** 50CC以下の車両を所有し、本市で登録している方
- ▶ **手続きに必要なもの**
 - ・所有者の印鑑(朱肉を使用するもの)
 - ・現在付いている行田市のナンバープレート
 - ・標識交付証明書
- ▶ **注意**
 - ・従前のナンバープレートからご当地ナンバープレートへ変更する場合、番号などが変更となります。なお、ナンバープレートの希望番号の選択はできません。
 - ・ナンバーの変更により、自賠責保険などの変更手続きが必要となる場合があります。詳しくは加入している保険会社などにご確認ください。

▶ **問い合わせ** 同課市民税担当(内線235)

税務課からのお知らせ

固定資産税に関する土地現況調査を行っています

市では現在、市内の土地の利用状況について現況調査を実施しており、「職員証」を携帯した職員が2人1組で行っています。本調査にご理解ご協力をお願いします。

なお、土地の利用状況を変更した場合は、税務課までご連絡ください。その後、職員が現況調査を行います。

▶ **問い合わせ** 同課資産税担当(内線233)

税務課臨時職員を募集します

- ▶ **雇用期間** 平成28年1月12日(火)～3月31日(木)
- ▶ **勤務時間** 午前8時30分～午後5時
- ▶ **勤務場所** 税務課
- ▶ **業務内容** 市・県民税(住民税)課税事務の補助(書類整理や簡単なパソコン操作など)
- ▶ **募集人数** 5人
- ▶ **時給** 830円
- ▶ **選考方法** 面接の上、選考します。
- ▶ **面接日** 12月17日(木)
- ▶ **申し込み** 市販の履歴書(写真貼付)に必要な事項を記入の上、12月10日(木)までに税務課に持参してください。
- ▶ **問い合わせ** 同課市民税担当(内線231)

事業を営んでいる方へ 償却資産の申告が必要です

平成28年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に市に対しても償却資産の申告をする必要があります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。

なお、資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などにより資産が無くなった方も、必ず申告をお願いします。

受付期間の後半は混雑しますので、早めに申告するようご協力をお願いします。

- ▶ **申告が必要な方**
 - 法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方
- ▶ **申告の対象になるもの**
 - 事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品当たりの取得価額が原則10万円以上のもの
 - 【償却資産の申告対象になるものの例】アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、受変電設備、太陽光発電設備など(詳しくは市ホームページを参照してください)
 - ※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりません。

▶ **申告書受付期間** 平成28年1月4日(月)～2月1日(月)

▶ **その他** 平成27年度分の申告をしている方には、11月下旬に償却資産申告書を送りますので、同封の手引きを参考に申告してください。なお、新規に事業を開始した方は、税務課までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。

▶ **申告先・問い合わせ** 同課資産税担当(内線234)

平成27年分 青色決算説明会などのお知らせ

青色決算書などの作成方法や作成に当たったの注意点などについて、次のとおり説明会を開催します。

対象	日時	場所
事業所得および不動産所得を有する青色申告者	12月3日(木) 午後2時～4時	商工センター 403研修室
事業・不動産・農業所得を有する白色申告者	12月3日(木) 午前10時～正午	

▶ **その他** 各決算説明会では消費税およびマイナンバー制度についての説明もします。

▶ **問い合わせ** 行田税務署個人課税第一部門 ☎556-2121(自動音声案内で2番を選択)

秋の火災予防運動



11月9日(月)～15日(日)の間は、秋の火災予防運動期間です。この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施しています。



平成27年度全国統一防火標語

「無防備な心に火災がかくれんぼ」

住宅防火のちを守る7つのポイント 3つの習慣・4つの対策

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



▶ **問い合わせ** 消防本部予防課 予防担当 ☎550-2121

ひと涼みアワード 「最優秀声かけ賞 アイデア部門」を受賞



東京ウィメンズプラザ(東京都渋谷区)で行われた表彰式

環境省をはじめ、全国5,457の企業、行政、民間団体(事業者)で組織し熱中症予防を推進する運動「熱中症予防声かけプロジェクト」において、今年度の本市の熱中症予防対策が、全国の行政の中で最もアイデア力のある声掛け活動であったと評価され、ひと涼みアワード2015「最優秀声かけ賞アイデア部門(行政)」を受賞しました。審査員からは、本市の市民による市民のための熱中症予防活動を行う「熱中症おたすけ隊」の活躍や各種イベント会場での啓発活動など、市民の力、民間の力を最大限に引き出した取り組みが高く評価されました。

▶ **問い合わせ** 保健センター健康づくり支援担当(内線378)

特定健診を積極的に活用していただくため、 電話での受診案内を実施します

行田市国民健康保険の特定健診を積極的に活用していただくため、今回経年で受診していない方を対象に、本市が委託したオペレーターから電話での受診案内を実施します。特定健診を受診し、年に一度は健康チェックをしましょう。

- ▶ **実施期日** 11月1日(日)～30日(月)
- ▶ **実施時間** 【月～金曜日】午前9時30分～午後6時
【土・日曜日】午前9時30分～午後7時
- ▶ **委託業者** 株式会社ニチイ学館
- ▶ **発信番号** フリーダイヤル(0120)からご案内します。
- ▶ **対象** 平成27年4月1日現在、行田市国民健康保険加入の40～74歳の方で、経年で特定健診を受診していない方
- ▶ **その他**
 - ・電話勧奨の際に、銀行口座を伺うことや金銭の振り込みを依頼することは絶対にありません。
 - ・既に健診を受診済みまたは予約済みの方は、行き違いですのでご了承ください。
- ▶ **問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271)

医療生協さいたま生活協同組合と新たに 「行田市地域安心ネットワークに関する協定」を締結しました

10月1日に、市は新たに医療生協さいたま生活協同組合と「行田市地域安心ネットワークに関する協定」を締結しました。これで、協定締結事業所は15事業者となりました。

「地域安心ネットワーク」は、協定を結んだ事業所などが日頃の事業活動の中で市民の異変に気付いたときに、市に速やかに連絡し、連絡を受けた市が安否確認や必要な支援を行うもので、市と民間事業者が協力して市民の皆さんが安心、安全に暮らせるよう見守りを強化する取り組みです。市では、この取り組みにご協力いただける団体・事業者を随時募集しています。

▶ **問い合わせ** 福祉課トータルサポート推進担当(内線279)